第69号議案　平成26年度一般会計補正予算（第3号）

マイナンバー法案の対応について

この補正予算は政府の法改正によって、来年1月より藤枝市において、マイナンバー制度実施のためにシステムの改修等を行う内容のものです。

皆さんご承知の通り、地方公務員には「守秘義務」というものがあり、市役所職員がそこの市民の地方税の納税や滞納状況、障碍者の状況、生活保護の受信履歴など、これは仕事をしていくうえで知りえるプライバシーに深くかかわる個人情報ですが、それらの情報は、本人の承諾のない限り、たとえ公的機関といえども市役所以外の機関に提供してはいけないという事が、地方公務員法第34条、及び、地方税法第22条の定めであります。

ところが、マイナンバー制度は国民すべてに背番号をつけて、市役所だけでなく他の公的機関でもその番号をもとにサーバー等に接続すれば、こうした個々の情報が提供できるわけで、本人同意も何もなくなるものではないか。つまり守秘義務の上を行く市民から見れば極めて問題が深い内容のものではないか。

答）具体的な事務の範囲内に限って地方公務員法や地方税法にかかわらず必要に応じ、本人の同意なしでも他の公的機関に特定個人情報が提供出来る事になるものである。

問）制度実施によるメリットについて。今補正予算の説明では、資料では「便利で安心な暮らしづくり」とされ、各種システムをそれに対応して整備するとだけで、説明会では「若手PTチームでこれから検討する」と。そんなこれから検討せざるを得ないような状況でしかなく、自信をもってメリットを示すことができないのが実態ではないのか。ほとんどないのが現実ではないか。

答）行政機関等の間で正確な情報交換を行うことにより公的年金等の給付がより正確にできることや市民が社会保障給付の申請や届出などを行う際に添付書類が不要になり、負担が軽減される。また、番号法に基づく個人番号を利用した「その地域の特性に応じた施策」に関する事務については条例で定めることになっていて、どう活用が可能か現在検討しているところである。

問）最初の質問の答えで、もうはっきりと守秘義務の上を行くと認めた。同意なしに他の公的機関に流出するわけですね。ですから、もう守秘義務などというのはなくなってしまう大問題であると。この危険性は、あとの大石議員の質疑で触れていくとして、ここではメリットについて検証したい、答弁で言われた「公的年金などの給付が正確にできる。添付書類が必要なくなる」事について、じゃあ、具体的に何がどうあるか。

政府が示しているメリットの具体例は９つある。

1. 被用者保険に加入していた住民が脱退して国保に加入する際に被用者保険を脱退したことを証明する「資格喪失証明書」の添付がいらなくなる
2. 傷病手当金と厚生年金等の供給調整
3. 老齢厚生年金の加給年金額の加算に関する手続き
4. 職業訓練受講給付金の申請
5. 労災年金と厚生年金等の供給調整
6. 児童扶養手当の認定請求
7. 特別障害者手当の認定請求
8. 介護保険の保険料算定
9. 生活保護の決定実施に必要な調査

しかし、1)は該当件数が４１８万件あるものの、会社などを退職する手続きの一環として発行してもらえれば済む話であり、２）供給調整となる元の傷病手当の支給は８万件でうち障害厚生年金の支給に伴う減額は３千件

３）６０万件　４）３万人　と少ない。５）労災年金受給者は２３万人だが、労災年金を支給する労働基準監督書は、毎年年金保険者から年金受給データを受け取り、本人から減額申請に漏れがないかチェックしている

６）～９）は、いずれも対象となる住民が転居している状況が共通。転居がなければ市役所の中でそろってしまう。

そりゃ、添付書類が必要なくなる等で印刷代やトナー代などが節約できるのはメリットといえばメリットだが、デメリットに比べてはるかに薄いメリットでしかない。言い換えればメリットづくりのためのメリットであって、答弁にある公的年金の正確な給付や添付書類不要などの事務手続きの効率化と番号制は別の問題ではないか。番号制のメリットとして説明するのは間違っているのではないか。

答）事務全般から見れば多数ではないとは言える。社会保障の給付の公平化が目的であるが、どういうメリットについてはこれから検討していく。

問）どのように活用するか、これから市が検討しなければならないこと自体メリットのなさが浮き彫りではないのか。現段階で出ている、保健センターとの受診データーとの一元化なども、市役所内部の情報制作でできることであって、マイナンバーでなければ解決できない問題ではない。